

令和3年度第1回野田市自立支援・障がい者差別解消支援
地域協議会 次第

日 時 令和3年7月28日(水)
午後1時30分から
場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 日中サービス支援型共同生活援助の「報告・評価」について

3 その他(報告事項)

4 閉 会



2021年7月16日

日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）
（令和2年度分）

（あて先） 野田 市長

所在地 東京都品川区南大井 6-25-3
いちご大森ビル 2階
法人名 ソーシャルインクルー株式会社
代表者名 三浦 恭平

上記の件について、下記及び別添のとおり提出します。

記

1 報告・評価シートを提出する事業所

事業所番号	事業所名	新規
1222000166	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪	
1212000614	短期入所 野田上花輪	

※ 今年度初めて提出する事業所については、新規欄に○をつけてください。

2 本件に関する連絡先

担当者名	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪 [Redacted]
連絡先	[Redacted]

令和2年度報告・評価シート

【報告日 2021年 7月 16日】

【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】							
1 施設概要	事業者名	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪			人員配置	日中		
	指定日	令和元年	9月	1日		世話人	生活支援員	
	所在地	千葉県野田市上花輪1292-28				9人	7人	
	定員数（共同生活援助）	10人				(常勤換算後)	(常勤換算後)	
	定員数（短期入所）	1人				3.41人	2.01人	
	共同生活住居数	1戸				夜間		
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】			世話人（夜間）	生活支援員（夜間）	
	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪		10名			9人	2人	
	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪（指定短期入所）		1名			(常勤換算後)	(常勤換算後)	
			名			1.42人	0.24人	
2 利用者状況 (令和 年 月 日 現在)	障害支援区分		人数		内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当		0人			身体	総 数：	3人
	区分1		0人				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分2		0人			知的	総 数：	5人
	区分3		2人				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分4		4人			精神	総 数：	5人
	区分5		3人				主に日中GHで過ごす人数：	
	区分6		1人			難病等	総 数：	0人
合計		10人		主に日中GHで過ごす人数：			0人	
3 利用者の主な日中の活動について	【事業所記入欄】 具体的な内容				【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。 ・ 学習支援 ・ 買物支援（同行・代行） ・ 通院等介助（定期受診・突発受診）・移動支援（駅までの送迎） ・ 昼食の提供・訪問関係（訪問リハ・訪問理美容・訪問看護） 							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部の日中活動サービス等の利用者数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 5人							
	生活介護事業所を利用							
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 職員が同行し近隣のドラッグストア・コンビニ等での買物及び支払い等、利用者の能力に応じて支援しています。 車 で出掛け、公園の散歩を行っています。 地域 資源の活用として図書館の利用を計画しています。							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験的利用等のニーズに対応しているか。 利用しています。							
	ご自宅にて生活されていた方がご家族様の高齢化に伴うGH入居を見据えて体験される等							
5 支援体制の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか 土日においても平日と変わらない人員配置を実施しています。							
6 地域に開かれた運営について	【事業所記入欄】 具体的な内容				【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。 ご家族様の来訪については積極的に受け入れています。事情があり来訪いただけないご家族様へは電話にて近況報告を実施しています。地域住民との交流については町内会のイベント参加を検討していますが、コロナの影響や時間的な問題でなかなか実現できていません。							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。 							
	受け入れ人数		実 習 生：	0人				
		ボ ラ ン テ ィ ア：	0人					
現在のところ、実習生やボランティアについては受け入れてきていませんが積極的に受け入れたいと考えています。								

7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <p>建物の構造上、女性の短期入所のみとなっていますが積極的に受け入れており、新たに2名の方にご利用いただきました。</p>				
	<p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <p>緊急的な受け入れは現在のところないですが、ご家庭の状況やご本人を取り巻く環境の変化等による緊急・一時的な受け入れは対応していきます。</p>				
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>相談支援事業所とは随時連絡が取れる体制であり、障害特性による対応方法での不明点を教えて頂いています。ホームからはご本人様の状態を細かく相談事業所へ提供しています。日中活動先に行かれていた場合は、連絡帳を活用し体調・通院状況・服薬情報等の情報共有を行っています。</p>				
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容				【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他					【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9-1 設立目的・運営方針 ※項目1補足	<p>【設立目的】</p> <p>弊社ではこれまで、介護包括型でグループホーム運営を行って参りましたが、より緊急性の高い利用者様・より重度の利用者様の受け入れに関して、職員配置と人件費の問題があり、一歩進んだ支援に対して、踏み込めない状況でありました。日中サービス支援型で事業運営させていただくことで、今まで受け入れが難しかった日中活動先がない方、日中活動が困難な方の受け入れを進めて参ります。</p>				
	<p>【運営方針】</p> <p>住まいで困ってる障がい者が「0」の社会を創る。 障がい者の住まいのインフラとなる。 障がい者が日本のどこでも自立を目指す環境を創る。 どこでも同じという安心のSI品質を確立する。</p>				
9-2 職員の研修体制 ※項目1補足	研修の種類		実施有無	受講人数	
	強度行動障がいのある人の支援に関する研修		無	人	
	精神障がいのある人の支援に関する研修		無	人	
	医療的ケアのある人の支援に関する研修		無	人	
	その他重度障がいのある人の支援に関する研修		無	人	
	虐待防止・差別解消（権利擁護）に関する研修		有	18人	
	※その他、法人で実施した研修があれば適宜追加		-	人	
			-	人	
<p>事業所で職員に対して実施している研修を個別に記入 ※行が足りない場合は適宜追加</p>					
項目	【事業所記入欄】 具体的な内容				【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9-3 野田市援護者数 ※項目2補足	野田市援護者数	5人（男性 3人・女性 2人）			
	市外援護者数（県内）	3人（男性 1人・女性 2人）			
	市外援護者数（県外）	2人（男性 1人・女性 1人）			
	（利用者の援護地について、野田市援護者、市外援護者（千葉県内又は千葉県外）の別で記入				
9-4 利用者の詳細 ※項目2補足	障がい種別	年齢	支援区分	日中活動	土日帰宅
	精神・身体	57	5	無	無
	知的・身体	46	6	有	無
	精神	59	4	無	無
	知的	57	5	有	無
	知的	23	5	有	無
	身体	55	4	有	無
	精神	33	3	無	無
	知的	58	4	有	無
	精神・知的	58	4	無	無
	精神	57	3	無	無
<p>（利用者の障がい種別、年齢、障害支援区分、日中活動（他事業所への通所及び土日の帰宅の有無）を一人ずつ記入 ※行が足りない場合は適宜追加</p>					

議題第 1 号

「報告・評価シート」の提出方法について

議題第 1 号で配布した「報告・評価シート」について、事業者からの運営状況等の説明を踏まえて、各委員には「報告・評価シート」の市町村協議会等記入欄に要望・助言・評価をご記入いただき、8月31日までに事務局に提出をお願いします。最終的には、各委員からの要望、評価等を取りまとめて、市町村協議会からの評価結果として県の協議会に提出することとなりますが、各委員からの要望、評価等を取りまとめた結果の案は、会長一任とさせていただきたいと考えております。

なお、事務局への提出方法は、次のいずれかの方法でお願いします。

・ 郵 送 〒278-8550
野田市鶴奉 7-1 野田市保健福祉部障がい者支援課

・ 窓 口 市役所 1 階 障がい者支援課

・ F A X 04-7123-1095

・ メール XXXXXXXXXX

※メールの場合は、どこの項目に関するの要望・助言・評価なのかを記載してください。

【お問合せ】

担当 障がい者支援課 相談支援係 XXXXXXXXXX

電話 代表 04-7125-1111 (内線 XXXXXX)

令和3年度野田市障がい福祉施策 …親亡き後を見据えた共生社会の実現へ…

将来に向けて市が取り組む重点施策

◎「親亡き後」を見据えた施策

- 障がい者基幹相談支援センターの機能強化
- 緊急受入体制の強化
- 障がい福祉人材の確保

◎地域共生社会の実現～野田市で生まれ、いつまでも生活できる～

- 手話言語条例、円滑な意思疎通条例による施策の推進
- 強度行動障害等への新たな支援
- 医療的ケア児等への支援（医療的ケア児者支援部会の設置）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして協議の場を設置

重点施策に取り組むための既存制度の見直し

①市独自の心身障がい者福祉手当の給付を見直し（令和3年8月1日から適用）

(1)現金給付からサービス給付への転換

障害福祉サービス、介護保険サービスを利用していない在宅の方を対象とする。（支給停止となる方は、3年かけて段階的に削減、4年後に支給停止
（例）身体障害者手帳1級・2級 5,800円/月（令和2年度）⇒3,900円/月⇒2,900円/月⇒2,000円/月⇒0円/月（令和6年度）

(2)3障がいの一元化

これまで給付の対象から外れていた精神障害者保健福祉手帳を交付されている方（1級のみ）を追加

(3)給付額の見直し

現行の給付金額から4年かけて約40%増（例）身体障害者手帳1級・2級 5,800円/月（令和2年度）⇒8,000円/月（令和6年度）

(4)不支給条件の追加

精神疾患による3月以上入院、65歳以上の新規手帳取得者、市町村民税課税世帯

②市独自の重度心身障がい者医療費助成金の給付を見直し（令和3年8月診療分から適用）

身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1を交付されている全ての方について、入院1日又は通院1回につき自己負担を300円とする。

③障害者支援施設等通所者交通費助成金の給付を見直し（令和3年4月1日利用分から適用）

給付金額の上限を設定（鉄道利用につき5,000円/月、バス利用につき5,000円/月）、生活保護受給者を適用除外とする。

④日中一時支援事業の費用単価を見直し（令和3年4月1日利用分から適用）

障がい者（18歳以上）と障がい児（18歳未満）の費用単価を一本化し、重症心身障がい者児（身体障害者手帳2級以上及び療育手帳Aの2以上の両方に該当又はこれに準ずる方）の費用単価を新設する。

⑤障がい者等緊急一時保護事業の開始（令和3年4月1日利用分から適用）

障害支援区分が認定されていない方の緊急受け入れに要する費用を助成する。

⑥障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金の支給を廃止（令和3年4月1日から廃止）

⑦身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳交付診断料助成金の支給を廃止（令和3年4月1日から廃止）

令和3年度野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和3年5月31日制定

1 目的

障がい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保することが重要である。

このため、市においては、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たって、優先的に障がい者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

本方針は、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、市が行う物品等の調達に際し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針の調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までの規定等に基づき、次のとおりとする。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支

援を行う事業に限る。)

(2)障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)

(3)障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)に基づく事業所

ア 障害者優先調達推進法施行令第1条第1号に規定する子会社の事業所(特例子会社)

イ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者

多数雇用事業所)

(※)重度障害者多数雇用事業所の要件(①~③の全てを満たすもの)

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

市の全ての機関が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達目標

令和3年度の調達目標を、次のとおり定める。

調達の目標額 3,700千円以上

6 調達の推進方法

予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に障がい者支援課から各機関に対して情報提供を行うものとする。

12月の障害者週間に合わせて、野田市役所1階ふれあいギャラリーにおいて物品の展示を行い、一般企業や市民に対して、情報提供を行うものとする。

各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

また、障がい者就労施設等からの物品調達等以外にも、市役所、櫛のホール及びいちいのホールの「ふれあい喫茶つくしんぼ」各店や、北コミュニティセンターの「ふれあい喫茶四つ葉のクローバー」、斎場の「セレ・ショップやすらぎ」へ場所の提供を行うとともに、障がい者就労施設等の商品を農産物直売所ゆめあぐり野田で販売し、障がい者の就労機会の拡充に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1)本方針は、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、保健福祉部障がい者支援課とする。

9 障がい者雇用室

市では、障がい者雇用室を設置し、一時的な就業訓練の場としてではなく、障がいのある人が市役所で長く働けるように障がいのある人の雇用を進め、令和3年5月31日時点で、会計年度任用職員8人（知的障がい3人、精神障がい5人）を雇用している。

障がい者雇用室では、通年業務として文書集配、文書のシュレッダー、公用車の洗車のほか、各課から依頼された冊子の作成、各種印刷、入力業務等を行っている。

令和3年度も就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人の雇用を推進する。